

平成31年（行ウ）第38号 IR推進局リーフレット配布差止等請求事件

原告 稲森豊 外2名

被告 大阪市長

### 答弁書

令和元年5月20日

大阪地方裁判所第7民事部合議4係 御中

〒541-0043

大阪市中央区高麗橋3-1-14

高麗橋山本ビル5階

弁護士法人興和法律事務所（送達場所）

電話 06-4707-6262

FAX 06-4707-6263

被告訴訟代理人 弁護士 岩本 安昭



同 森脇 肇



同 竹村真紀子



#### 第一 本案前の答弁

- 一 原告らの請求をいずれも却下する。
  - 二 訴訟費用は、原告らの負担とする。
- との判決を求める。

## 第二 本案前の答弁の理由

### 一 請求の趣旨第1項について

#### 1 財産管理行為に当たらないこと

本件請求の趣旨第1項は、本件リーフレットの配布の差し止めを求めるものである。しかしながら、地方自治法242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は同法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらはいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

本件リーフレットの配布は、高校生に対し、法令等に基づき合法的に行い得るギャンブル等の仕組みや、その付き合い方を理解できるようにするとともに、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるようにするために行った行為であり、リーフレットの財産上の価値に着目して、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない。したがって、本件リーフレットの配布は、同法242条の2に定める住民訴訟の対象となる行為とはいえないから本件訴えは不適法というべきである（最判平成2年4月12日 民集44巻3号431頁）。

#### 2 訴えの利益を欠くこと

なお、本件リーフレットについては、平成30年度中に大阪府内の各高校に送付され、配布済みであり、差し止めの対象となる行為は完了している。

したがって、本件訴えは訴えの利益を欠く。

### 二 請求の趣旨第2項について

本件請求の趣旨第2項は、本件リーフレットに係る印刷費の支出を違法な公金の支出とするものである。しかしながら、IR推進局は、地方自治法252条の7第1項の規定により設置される内部組織であり、その運営の方法は同項に基づく規約により定められる。

その規約によれば、大阪市は負担金を大阪府に交付することとはされているものの、個別具体の支出については、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上され、大阪府の支出として執行されるものであり、大阪市の財務会計上の行為は存在しない（乙1（7条、8条））。

したがって、大阪市の公金の支出でないものについて、監査請求を経たとしても、適法な監査請求を経たものとはいえず、かつ、大阪市が同法242条の2第1項4号の当該地方公共団体とも言えないことは明白である。

したがって、被告大阪市長は、本件公金の支出について被告適格を有さず、本訴請求は、いずれも不適法であり、却下を免れない。

### 第三 本案に対する答弁

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
  - 二 訴訟費用は、原告らの負担とする。
- との判決を求める。

### 第四 請求の原因に対する認否

#### 1 「第1 当事者」について

##### (1) 「1」の項

不知。

##### (2) 「2」の項

大阪府と大阪市が共同して「大阪府・大阪市IR推進局」を設置した事実は認めるが、その余は否認する。

IR推進局が誘致を進める統合型リゾート（以下「IR」という。）は、カジノだけでなく、MICE施設やエンターテインメント施設などを含む、特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」という。）に規定されたIRである。

なお、MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称である。

## 2 「第2 悪質性のあるリーフレットの配布と濫費」について

### (1) 「1」の項

高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレット（以下「本件リーフレット」という。）に、「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」との記載があることは認めるが、その余は否認ないし争う。

IR整備法39条は、「認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区域で行う当該カジノ行為については、刑法第185条及び第186条の規定は、適用しない」と規定され、当該要件を満たすカジノについては、法律により違法性が阻却されており、合法であることは明らかである。IR推進局では、IR整備法の規定に基づくIR誘致を進めようとするものであり、適法である。

### (2) 「2」の項

#### ア 第1段落について

高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレット（以下「本件リーフレット」）を高等学校用100,800部、支援学校用2,670部作成し、各学校への配布を完了したこと、及び、本件リーフレットに「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」との記載がある事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

なお、前記(1)のとおり、IR推進局は、IR整備法39条の要件を満たすIR誘致を進めるものであって、合法である。

イ 第2段落（「本来～反社会的行為である。」）について

本件リーフレットに「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」との記載があることは認めるが、それ以外は否認ないし争う。

そもそも、本件リーフレットには、公営競技等にかかる年齢要件を明記しているに過ぎず、ギャンブル等を「娯楽と宣伝」する記載は一切ない。

ウ 第3段落（「ちなみに～答弁している。」）について

記載に係る質問及び答弁がなされたことは概ね認めるが、鈴木課長の所属については否認する。

2015年の大阪市会の都市経済委員会の答弁については、当時の「大阪市経済戦略局」の鈴木課長の答弁である。これは一般論として賭博と刑法の関係について答弁したものであり、IR整備法に基づき設置され、同法の要件を満たすカジノは、前記(1)のとおり、合法である。

(3) 「3」の項

ア 前段（「そして～悪質である。」）については、否認ないし争う。

イ 「i」について

本件リーフレットに「ギャンブルでは勝ち続けることもあれば、負けることもあります」との記載があることは認めるが、「不実教示」とする点は争い、その余は不知。

本件リーフレットでは、「ギャンブルでの『勝ち』は法則性がなく、偶然によるので予測できません」として、ギャンブル等の特徴である偶然性を示すとともに、「お客が失うお金の一部が事業者の取り分になります。短期間なら勝つこともあります。長くプレイを続ければ、使ったお金と同等額が手元に残ることはありません。戻ってくる割合は、常に100%未満です。」と明記している。

ウ 「ii」について

本件リーフレットに「戻ってくる割合は、常に100%未満です」、「長くプレイを続ければ使ったお金と同等額が手元に残ることはありません」との記載があることは認めるが、「不実教示」とする点は争い、その余は不知。

否認の理由は、前記イに記載したとおりである。

エ 「iii」について

否認する。

本件リーフレットに記載している「悪影響の例」は厚生労働省作成のリーフレット「わかっているのにやめられない」を参考にして記載したものであり、意図的に重大事例を隠している事実などない。

オ 「iv」について

本件リーフレットに相談窓口を記載している事実は認めるが、その余は争う。

悩みを抱える高校生が問題の解決に向かうためには、精神保健福祉士等、専門的知識を有する者の助言などが必要な場合もあり、相談窓口の果たす役割は重要であることから、公的な相談窓口を案内しているものである。また、相談窓口を紹介するだけでなく、依存症の内容や原因、問題点、可能性を説明し、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるようにしている。

カ 「v」について

否認する。

支援学校用のリーフレットについては、文字を大きくしたり、読み仮名をふったり、レイアウトや色合いに注意払うなどの配慮を行っている。

キ 「vi」について

(ア) 第1段落（「その他～不実記載である。」）について

本件リーフレットに「原因は、まだはっきりとしたことはわかっていません」との記載があることは認めるが、「不実記載」とする点は争う。

上記記載は、国の全国依存症治療拠点に指定されている独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターのホームページの記載を参考にして記載したものである。

(イ) 第2段落（「またQ5～比喻している。」）について

本件リーフレットに、「風邪やケガのような治り方をするものではありませんが、様々な助けや理解により『ギャンブルなどに頼らない生き方』をしていくことができます。回復することは可能です」との記載があることは認めるが、その余は不知。

本件リーフレットにおいては、ギャンブルが依存する対象の一つであることを明記している。また、ギャンブル等依存症が風邪やけがのように簡単に治癒するものではないことを「風邪やケガのような治り方をするものではありませんが」との表現で示したものである。「回復することは可能です」との記述は厚生労働省作成のリーフレット「わかっているのにやめられない」を参考にして記載したものである。

(ウ) 第3段落（「以上～ではない。」）について

争う。

前記(ア)及び(イ)のとおり、本件リーフレットは、誤った情報によって青年・若者をミスリードするものではない。

## (4) 「4」の項

争う。

本件リーフレットの作成・配布の趣旨・目的は、高校生に対し、法令等に基づき合法的に行い得るギャンブル等の仕組みや、その付き合い方を理解できるようにするとともに、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるようにするために、作成・配布したものであり、その記載内容にも問題はなく、違法性はない。当然、「責任転化」をするものでもない。

## (5) 「5」の項

争う。

本件リーフレットの作成・配布の趣旨・目的は、前記(4)のとおりであり、その記載内容にも問題はなく、違法性はない。

なお、本件リーフレットの作成・配布経費は、正確には、消費税を含めて406,080円である。

## (6) 「6」の項

争う。

本件リーフレットの作成・配布の趣旨・目的は、前記(4)のとおりであり、その記載内容にも問題はなく、違法性はない。

また、本リーフレット作成等にかかる経費は、適正に支出されており、手続き的にも、何ら問題はない。

以上から、原告らが指摘する地方自治法2条14項、地方財政法4条及び8条の条項に反するものでなく、適法なものであることは明らかである。

## 3 「第3. 監査請求と結果及び本訴」について

## (1) 「1」について

記載のような監査請求がなされたことは認める。



(2) 「2」について

本件監査請求が却下されたことは認める。却下が不当であることは争う。

(3) 「3」については、本訴の提起がなされたことは認める。

以上